

静岡市有機農業地域おこし協力隊員 応募要領

静岡市は、人口66万人を擁する消費地であるとともに、温暖な気候と南アルプスから駿河湾までの恵まれた環境のもと、全国有数のお茶の産地として知られるだけでなく、ミカン、ワサビ、イチゴを始めとする多彩な農産物が生産されています。



しかし、地球温暖化による気候変動や国際情勢の変化に伴う資材価格の高騰など、昨今の農業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、高齢化や収益性等の課題から、農家の減少が進み、これに伴い耕作面積や生産量も減少しています。地域経済を支える産業であり続けるためには、所得の向上や新たな担い手の育成に加え、省力化や環境負荷低減などの取組が求められています。

そのような中、国は、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、耕地面積に占める有機農業（農薬や化学肥料を使わない農業）の割合を 2050 年に 25%まで拡大することが掲げられるなど、農業における環境負荷低減の必要性が示されました。これを踏まえ、本市も、持続可能な農業に向け、昨年3月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、「静岡市有機農業実施計画」に基づいた軽労かつ高収益で取り組みやすい有機農業の実現を目指しています。

そのひとつとしては生産、加工・流通、消費、資源の各分野が連携し、環境負荷低減と生産性向上が両立した、持続可能な農と食の地域循環型システムづくりを進め、本市の有機農業を推進していきます。



そこで、今回、静岡市の持続可能な有機農業を振興することを目的に、生産者、飲食店等、消費者の3者をつなぐ「有機農業地域おこし協力隊員」を募集します。

1. 職種、委嘱予定人員及び活動内容

職種	地域おこし協力隊
委嘱予定人員	1名
活動内容	<p>【活動テーマ：生産者・消費者・飲食店等の三者をつなぐ有機農業全体のコーディネーター】</p> <p>「静岡市有機農業地域おこし協力隊員設置要綱」に基づき、市内外の消費者に対して、有機農業の勉強会や圃場見学会、マルシェの開催等のPR活動や情報発信を行う。飲食店等に対しては生産者とのマッチング支援や商品開発への協力を通じた販路開拓に取り組む。</p> <p>また、本市が実施する有機農業推進事業の支援・協力をを行う。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有機農業に関する消費者向け勉強会、情報交換会、圃場見学会の企画運営 (2) 市民農園の運営 (3) 生産者と飲食店、直売所、小売店とのマッチング支援 (4) 地産地消・有機農産物の流通拡大に向けた企画提案 (5) 飲食店等と連携した有機農産物が使用された商品の開発 (6) 消費者向けイベント（マルシェ等）の企画運営 (7) SNS や広報媒体を活用した情報発信

2. 活動条件等

委嘱年月日	令和8年10月1日（木）（予定）
任期	令和8年10月1日（木）から令和9年9月30日（木）まで（予定） ※勤務成績が良好な場合は、1年を超えない範囲で更新します（最大3年間）。
主な活動場所	静岡市内・首都圏など
勤務時間	概ね週31時間 ※勤務日は不定期です。有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。 ※副業は、本業務の活動に支障のない範囲で可とします。
報償	月額 300,000円 ※活動期間が1ヵ月に満たない月は日割り計算とします。 ※通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域おこし協力隊として委嘱します。市との雇用関係はありません（雇用保険には加入しません）。 (2) 社会保険等は各自の責任においてご加入ください。 (3) 住居費（賃貸）や自動車の燃料費等の活動に係る経費は、別途支給する予定です（上限あり）。ただし、不動産及び車両の取得に要する経費


	<p>や、引越しに係る費用、敷金・礼金・仲介手数料、光熱水費、通信料、生活に係る備品費、自治会費等ご自身の負担となります。</p> <p>(4) 活動に要するパソコン等の機器は各自ご用意ください。</p>
--	--

3. 応募資格

次の(1)から(9)までのすべての要件を満たす方

- (1) 年齢が22歳以上の方(令和8年4月1日現在)
- (2) 委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、静岡市に住民票を異動し転入をすることができる方
- (3) 現在の居住地((2)の転入前の住民登録地)の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の地域要件区分欄の①「3大都市圏内都市地域」、②「3大都市圏内指定都市」、③「3大都市圏外指定都市」等に該当すること
 ※現在の居住地がどの地域に該当するかは、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。一部条件不利地域にお住まいの場合は、住所地により応募の可否が異なります。
- (4) 本市の有機農業の振興に意欲を有し、首都圏における販路開拓のため2地域活動(本市と首都圏との2つの地域において行う活動をいう。)が可能であること
- (5) 任期満了後においても、本市に定住する意欲がある方
- (6) 市民や行政職員等と積極的にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を築くことができる方
- (7) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)の一般的な操作ができる方
- (8) 普通自動車運転免許を有している方
- (9) 地方公務員法第16条(昭和25年法律第261号)に規定する欠格事項に該当しない方

4. 応募手続

受付期間	令和8年6月6日(土)～8月5日(水)17時(受信完了分有効)	
申込方法	電子申請 ※右記QR又は下記URLからアクセスし、申し込んでください。 https://logoform.jp/form/79j2/1524507	
提出書類	以下の書類を、上記フォームにファイル添付し、提出してください。 ① 静岡市有機農業地域おこし協力隊応募申込書(別添様式) ② 小論文(800文字以内 / Word形式 / 書式自由) テーマ:「 静岡市有機農業地域おこし協力隊員として、自身の能力とこれまでの経験を活かして、どのような活動ができるのか 」 ③ 住民票の写し ④ 普通自動車運転免許証の写し(両面)	

※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、選考に係る事務以外の目的には一切使用しません。

ただし、最終合格者のみ、委嘱事務に必要な書類・情報等を任命権者(市長等)に提供します。

※提出された書類は返却しません。

※応募手続は必ず本人が行ってください。

5. 選考方法

(1) 第1次試験：書類選考

提出していただいた小論文等をもって選考します。合否にかかわらず、第1次試験受験者全員に、令和8年8月10日（月）頃に、メールにて通知予定です。第1次試験合格者にのみ第2次試験の詳細について通知します。

(2) 第2次試験：個別面接試験（第1次試験の書類選考合格者のみ実施）

面接日	選考会場
令和8年8月21日（金） ※試験時間等は別途通知します。	静岡市役所 清水庁舎内会議室

合否にかかわらず、第2次試験受験者全員に、令和8年9月1日（火）頃に、メールにて通知予定です。合格者には、別途指示する書類の提出が必要となり、当該書類の確認後に正式決定となります。

6. その他

地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考等の日程を変更する場合があります。

7. 問い合わせ先

静岡市 経済局 農政部 農業政策課 みどりの食料システム係（担当：宮永、^{みやなが}吉村、^{よしむら}浅野^{あきの}）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

電話：054-354-2029 ※8時30分から17時15分まで。土、日、祝日を除く。

メール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp